

# 平成18年度 【福岡】女子特別臨時審査実施要項

1.期 日 平成19年3月5日(月)

2.会 場 『東平尾公園博多の森弓道場』...福岡市博多区東平尾公園 1 - 1 TEL 092-612-0630  
(道順) JR「博多駅」利用の場合は、次の3通り。  
市営地下鉄利用の場合...「福岡空港駅」下車、地下鉄4番出口からタクシー利用で約5分。  
バス利用の場合...駅前バスセンターから西鉄バス38番か39番に乗車、「東平尾公園口」下車、徒歩10分。  
タクシー利用の場合...筑紫口のタクシー乗場から約20分。  
福岡空港からは、地下鉄4番出口付近からタクシー利用が便利。

3.審査日程・種別	月 日	開館時間	開始時間	種 別
	3月5日(月)	8:00	9:00	初～七段・錬士

4.受審資格	種 別	受 審 資 格
	三段～五段	本連盟の初～四段の認許年月日が、平成18年3月5日まで
	六 段	平成17年度福岡女子特別審査における五段合格者まで
	七 段	平成17年度福岡女子特別審査における六段合格者まで
	錬 士	平成17年度福岡女子特別審査における五段合格者まで

5.審査方法 初段の部～六段の部：行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する。  
(1)行 射：第一次審査の要領で行う。  
(2)学 科：学科(筆記)試験を行う。  
七段の部：行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する。  
(1)行 射：第一次審査の通過者について、第二次審査を行い候補者を決定する。  
(2)論 文：候補者に対し、指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。  
(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし、審査後15日以内に提出するものとする)  
錬士の部：行射、面接及び学科試験の総合成績により合否を決定する。  
(1)行 射：第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。  
(2)面 接：行射の第一次審査の通過者について人物、見識及び指導力を査定する。  
(3)学 科：学科(筆記)試験を行う。  
四～七段、錬士の部の審査は、和服を着用・禪さばきを行う。

6.受審の申込について  
(1)方 法：所定の用紙により審査料を添えて、所属地連へ申請すること。  
(2)締切日：平成19年2月6日(火) 締切厳守 地連締切 平成19年1月20日(土)  
(3)申込先：〒150-8050東京都渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館内  
(財)全日本弓道連盟 「福岡女子特別審査係」宛  
TEL 03 - 3481 - 2387(代)  
FAX 03 - 3481 - 2398

7.注意事項  
(1)申込書の申請には、所属地連の締切日に十分留意すること。  
(2)申込書は、必要事項を楷書で判りやすく、明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること。  
ID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は、下部空欄に記入すること。  
(3)申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。  
(4)受審者は、開始時刻までに会場へ集合すること。  
(5)受審者は、必ず本連盟会員章をつけること。四～七段、錬士の各受審者は、全員和服を着用すること。  
(6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は、棄権したものとみなす。  
(7)立射で受審する際は、審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして、その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し、地連会長の認証を受けて申し込むこと。  
(8)審査は2射場で実施する。六段と錬士の兩種別の審査は、日程の都合上できない。

8.その他 審査申込書に記載される個人情報の利用目的について  
審査申込書の提出により、以後の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。  
(1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び認許年月、その他特記事項)  
(2)立順表への記載(氏名、所属地連)  
(3)審査結果報告および本連盟刊行物(機関誌など)への記載(氏名、所属地連、既得の称号または段位)

平成18年12月

主 催 財団法人全日本弓道連盟  
主 管 福 岡 県 弓 道 連 盟